

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年 5月21日（木）

担当課：政策部 情報政策課

件 名：（仮称）大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例と規則の制定について	
提出理由：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が同法に基づき個人番号を利用する際に必要となる条例及び規則の制定を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・各自治体では、平成11年の改正住民基本台帳法により、総務省が主導して構築した住民基本台帳ネットワークによって、住民の情報を管理し、様々な住民サービスの提供を行ってきた。 ・こうした中、国においては、さらなる行政事務の効率化、国民の利便性の向上、公平かつ公正な社会の実現を目指し、住民票を有する全ての国民に個人番号を付番する番号制度の導入に向けた議論が進められてきた。 ・平成25年5月には、個人番号を社会保障、税、災害対策の分野で活用することとした、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が成立し、平成27年10月から順次、施行される。 ・番号法には、行政機関において、児童手当など個人番号を利用できる事務（以下「法定事務」という。）が定められている。また、法定事務の処理にあたって、行政機関間で情報の授受を可能とすることも規定されている。 ・一方、本市の単独施策など法定事務以外の事務や、庁内同一機関内及び庁内他機関との間で、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を取り扱う際には、条例を整備する必要がある。 2. 条例制定の考え方 ・法定事務と一体的又は本市の単独で実施される社会保障、税、災害対策その他これらに類する事務で、個人番号を使って他市等との情報連携を図ることにより、行政事務の効率化や市民の利便性の向上等につながるものを精査し、条例に規定する（以下「独自利用事務」という。）。 ・また、法定事務又は独自利用事務の効率的な処理に必要な限度で、個人番号を用いた庁内同一機関内又は庁内他機関との個人情報の利用・授受を規定する。	・なお、個人番号の利用が順次開始される平成28年1月に向け、本市の独自利用事務等の周知が必要なことから、条例の整備は平成27年10月までに行う必要がある。 3. 条例に位置付ける内容 ①独自利用事務 ①－1 法定事務と一体で処理される個人番号を利用する事務 身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業や就学援助に関する事務など6事務 ①－2 法定事務から独立した市独自で個人番号を利用する事務 市障害者福祉手当支給事業、小児医療費助成事業など17事務（なお、本事務は、平成29年7月の地方自治体間の情報連携開始にあわせて改めて規定する。（条例を改正）） ②庁内利用 法定事務又は独自利用事務に際し、庁内同一機関内で相互に利用できる特定個人情報 ③庁内他機関への情報提供 法定事務又は独自利用事務に際し、庁内他機関との間で相互に提供できる特定個人情報 4. 規則の制定 ・本条例に規定する独自利用事務における具体的な業務や、庁内利用・庁内他機関へ情報提供する特定個人情報の内容を規定する。 【参考】 その他個人番号制度の導入に伴い改正が必要となる条例 ・大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例 ・大和市印鑑条例 ・大和市手数料条例 ・大和市個人情報保護条例
経 過 H25.5 番号法公布	今後の予定 H27. 9 議案上程 H27.10 番号通知・個人番号カード申請書の発送 H28. 1 条例施行 個人番号の利用、個人番号カード交付開始 H29. 7 地方公共団体間の情報照会・提供開始